

紹介

宮川 満著

太閤検地論 第三部

サブタイトルに「基本史料とその解説」とあり、既刊の第一部・第二部において、宮川氏の所説を構成する上に用いられた史料のうち主なものを収めている。

第一章は「土地関係冊子類」。永正四年の山城国上久世庄算用帳から慶長六年の甲斐国隼村水帳まで一九点の冊子が含まれ、頁数では全体の三分の二近くを占め、著者もいう通り「史料編の中心をなしている」。このうち秀吉の検地帳は河内加納村（天正十一年）以下六点、戦国大名のそれが六点、荘園寺社領が六点、江戸時代一点となっている。このような配分にしたのは、「太閤検地直前の土地関係が具体的にはほとんど明らかでないから」である。

この観点には以下の章にも引継がれ、第二章「戸口関係冊子類」は、元亀から承応にいたる期間の家数改・人数帳など九点、第三章「土地・民政関係文書類（領主側）」では、秀

吉の検地条目・知行宛行状・刀狩令など太閤検地に直接かわる法令のほか、結城家法度・義治式目をはじめ武田・今川・朝倉・北条等の諸氏の文書をおさめ、「領主側の意図ないし政策の方向」を把握させようとしている。

第四章「土地・村落関係庶民史料」は、これにたいして室町末から江戸初期にかけての農民の指出・請状・訴状・村掟・売券などの文書・記録類を掲げている。この中には本誌上でも論議の対象となつた近江井戸村文書など興味深い史料が含まれており、検地実施の具体的様相を知ることができる。

全体としてみると、地域的には摂津・河内・近江・越前の史料が多いのもひとつの特徴であろう。もちろん、これはあくまでも『太閤検地論』の史料編であつて、単なる史料集ではない。著者の蒐集された膨大な史料のうちから、著者の所論の系統に従つて選び出されたものであり、その意味の傾向性を有している。しかし、それだけに、後学が著者の仕事を吸収、検討する上にはすこぶる便宜な書物であり、古代史や中世史にくらべて基本史料の公開がおくれ、同一史料にもとづく共同

討論の場が局限されている近世史の研究者にとって、その余慶も多いものと信ずる。著者に感謝するとともに、これを手がかりとして、この時期の研究がさらに進展することを、多くの研究者とともに期待したい。（A5判四五〇頁、定価二、〇〇〇円、一九六三年六月刊、お茶の水書房）（朝尾直弘）

白峰村史 上巻

白峰村は石川県の東南隅・手取川の上流にあり、白山を村域にもつ村。さきに刊行された下巻史料編について本編とも称すべき部分が上巻である。

第一部白峰村の自然環境、第二部村のすがた、第三部村のおいたちの三部と付録の史料・補遺・年表等から成る。第二部は明治二十二年の村制施行以後を政治・経済・信仰と習俗・社会と教育等の分野にわけて叙述しており、明治十一年の白峰製糸社設立以来の製糸業の消長、山村の生活・年中行事とその変遷・衣食住・方言などが興味をひき、なかでも出産から元服・婚姻・葬送にいたる習俗を